

# 既設電柱の占用制限に向けた取組について

---

令和5年1月  
国土交通省 道路局

# 電柱等の占用制限の根拠：道路法第37条第1項

## 無電柱化の推進に関する法律(H28.12成立、施行)

(無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等)

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

## 道路法

(道路の占用の禁止又は制限区域等)

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路(第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。)の占用を禁止し、又は制限することができる。

一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合

二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合 (H30.3改正により追加)

三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合 (H25.6改正により追加)

## 運用指針 (H31.4.1都道府県担当部長、各指定市担当局長あて道路局路政課長他通知)

都道府県・市町村向けに、占用制限の対象道路など、運用の考え方を示す

- ・道路構造令の幅員未滿の幹線道路(幅員7m未滿かつ500台/日以上)
- ・路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触のおそれ frequently 生じている道路等



- ・バリアフリー基準(有効幅員2m※)未滿の福祉施設周辺、通学路等  
※歩行者の交通量が多い道路は3.5m



- ・緊急輸送道路(H28.4より実施中)
- ・避難路、原発避難路、津波避難経路等



# 電柱の占用制限措置の全体像

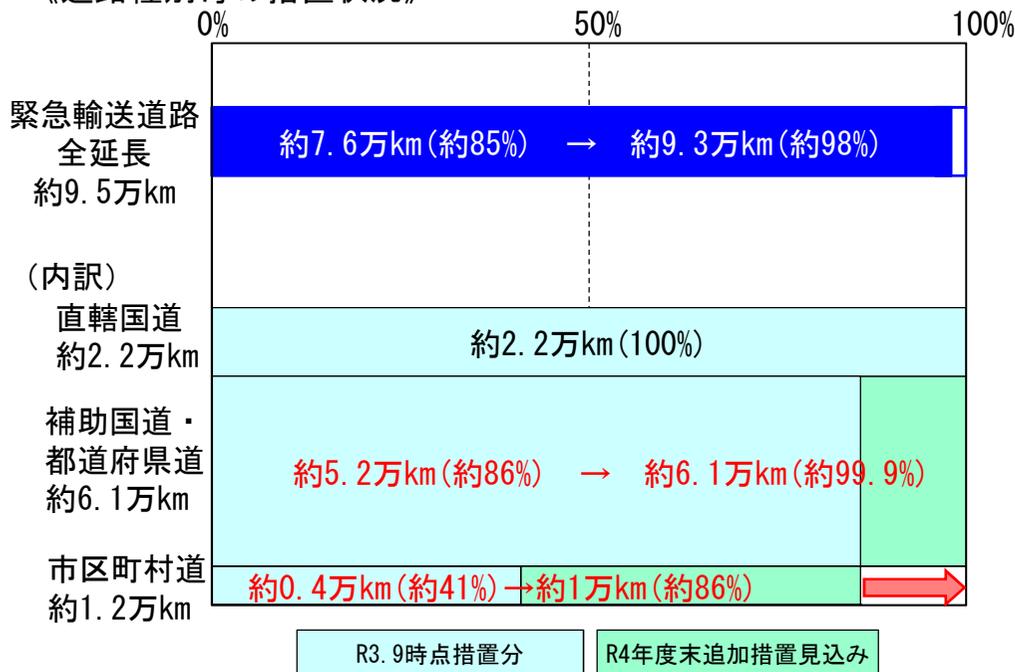
禁止の根拠	対象区域	
	新設電柱	既設電柱
<p>無電柱化の目的から占用制限が必要な区域を指定</p> <p>(無電柱化法第11条) (道路法第37条)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>防災</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center; color: red;">運用通達 (H28.4~)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>安全・円滑</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路側帯からはみ出した歩行者と車両の接触の恐れが頻繁に生じている道路 等</li> <li>・道路構造令の幅員未満の幹線道路(幅員7m未満かつ500台/日以上)</li> <li>・バリアフリー基準(有効幅員2m※)未満の福祉施設周辺、通学路 等</li> </ul> <p style="font-size: small;">※歩行者の交通量が多い道路は3.5m</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>防災</b></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center; color: red;">緊急輸送道路(優先度の高い区間から順次導入)</div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">今回検討</div> </div>
<p>事業の実施に併せて制限</p> <p>(無電柱化法第12条)</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 60%;"> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center; color: blue;">省令改正(H31.4~)</div> <p style="text-align: center;"><b>事業あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路事業</li> <li>・市街地開発事業</li> <li>・開発許可を受けて行う事業 等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: 35%;"> <p style="text-align: center;"><b>事業なし</b></p> <p style="text-align: center;">—</p> </div> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>事業あり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急輸送道路に限定して実施を今後、検討</li> </ul> </div>

# 緊急輸送道路における新設電柱の占用制限導入状況

- 道路法第37条に基づく新設電柱の占用を禁止する占用制限の措置は、緊急輸送道路約9.5万kmのうち、全線での措置に至っていない都道府県・市町村で、現在、手続きを進めており、令和4年度末には約9.3万km(約98%)となる見込み。
- 引き続き、全線での占用制限に向けて関係省庁の協力も得つつ、措置に至っていない都道府県・市区町村に占用制限の実施を促す。

※道路法第37条(抜粋)  
 道路管理者は(中略)区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる  
 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止

《道路種別毎の措置状況》



※延長は手続き中も含んだ令和4年度末見込みの値である。  
 ※グラフ中の記載は、R3.9と令和4年度見込みの比較である。

《都道府県別の措置状況》



# 緊急輸送道路における占用制限の必要性

- 緊急輸送道路は、災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線だが、電柱が倒壊した場合には、道路を閉塞し避難・救助活動に大きな支障を来す。
- このため、新設電柱だけでなく既設電柱についても占用制限することが必要。



令和4年台風14号による電柱倒壊(R4.9.18)  
国道10号(大分県)



令和4年12月 暴風雪による電柱倒壊(R4.12.23)  
国道38号(北海道幕別町)

# 緊急輸送道路における占用制限の必要性

○台風14号被災に伴う停電の早期解消に向け、道路管理と電力事業の関係者で構成する「台風14号 電力復旧に向けた電力及び道路の連絡調整会議」を設置し、停電エリアの被災箇所の共有と復旧方針の優先順位を調整するなど電線管理者と道路管理者が連携して対応。

- 第1回 令和4年9月20日 (火)
- 第2回 令和4年9月21日 (水)
- 第3回 令和4年9月22日 (木)
- 第4回 令和4年9月23日 (金)



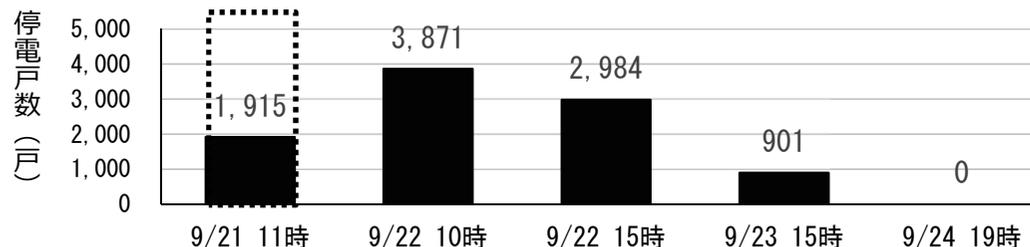
## 台風14号 電力復旧に向けた電力及び道路の連絡調整会議

### 【構成機関】

経済産業省九州産業保安監督部  
 国土交通省九州地方整備局道路部  
 宮崎県県土整備部、鹿児島県土木部  
 九州電力送配電株式会社

### 【情報共有・調整事項】

- 電力供給支障解消に長時間を要する箇所
- 道路通行止め箇所
- 電力復旧や道路啓開の優先順位



■宮崎県内の電力供給支障解消に長時間（72時間以上）を要するエリアの停電戸数の推移  
 (経済産業省九州産業保安監督部提供資料より)

# 無電柱化推進計画における記述と検討のポイント

無電柱化推進計画(R3.5 国土交通大臣決定)

## 第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずる施策(抜粋)

### 1. 緊急輸送道路の電柱を減少

#### 3) 既設電柱の占用制限の実施

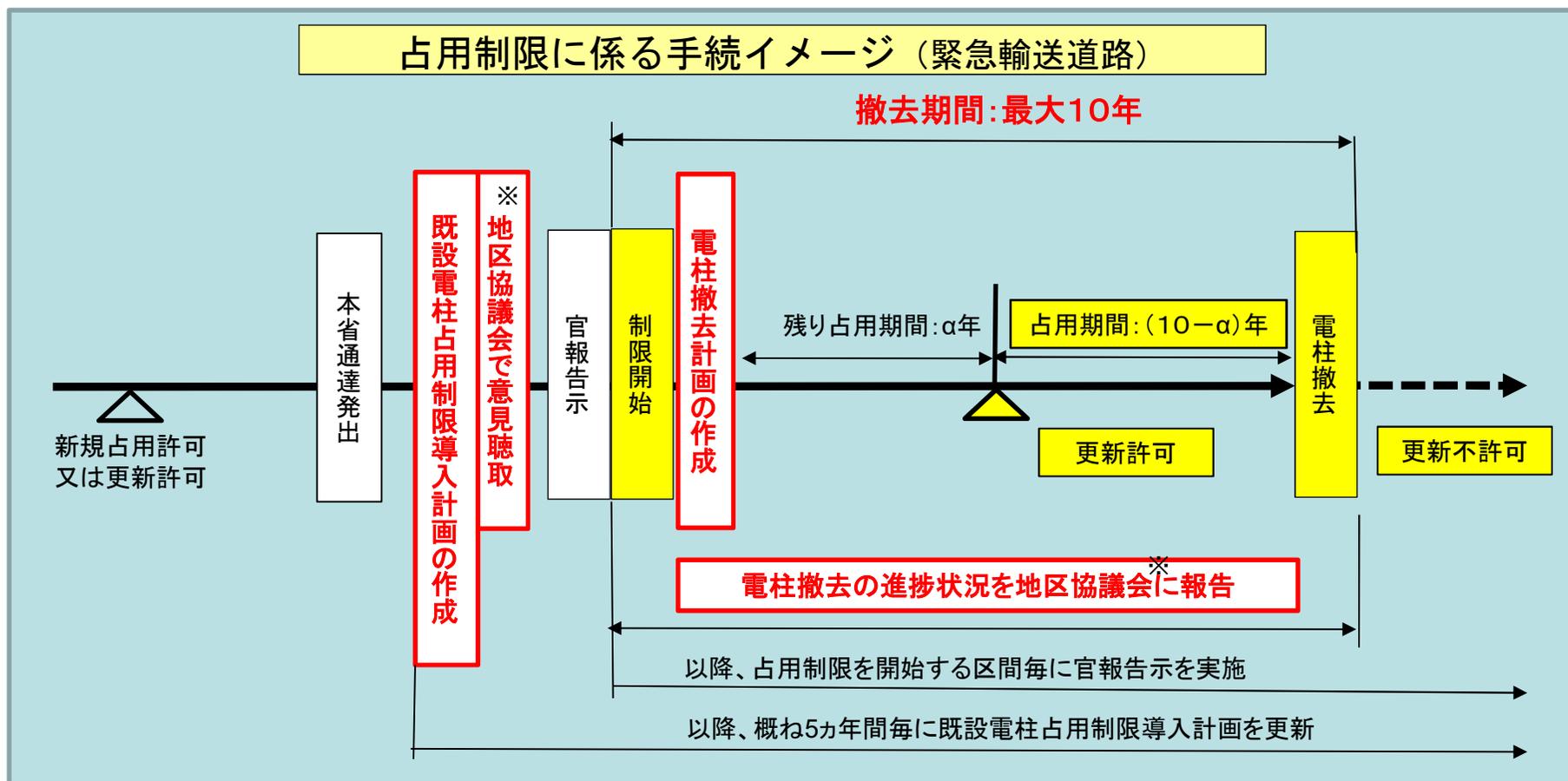
緊急輸送道路の既設電柱については、電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等についても協議を進めながら、電線共同溝方式予定区間や電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位を決めて、早期に占用制限を開始する。その際、地域住民が受けているサービス利用の継続性にも配慮する。

### 【検討のポイント】

- ①電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等の協議
- ②占用制限導入の優先順位
- ③地域住民が受けているサービス利用の継続性への配慮

# 電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等の協議について

- 道路管理者は、地区協議会で意見聴取した上で「既設電柱占用制限導入計画(5年間の全体計画)」を作成、その上で占用制限を開始する区域を指定。
- 電線管理者は、「電柱撤去計画(撤去完了までの年度計画)」の作成及び進捗状況を地区協議会に報告。



※地方ブロック無電柱化協議会及び都道府県部会  
※ 第9回無電柱化推進あり方検討委員会(H31.3)資料に追記

# 電線管理者と既設電柱の撤去のペースや費用負担等の協議について

H31.3 第9回無電柱化推進あり方検討委員会資料(抜粋)

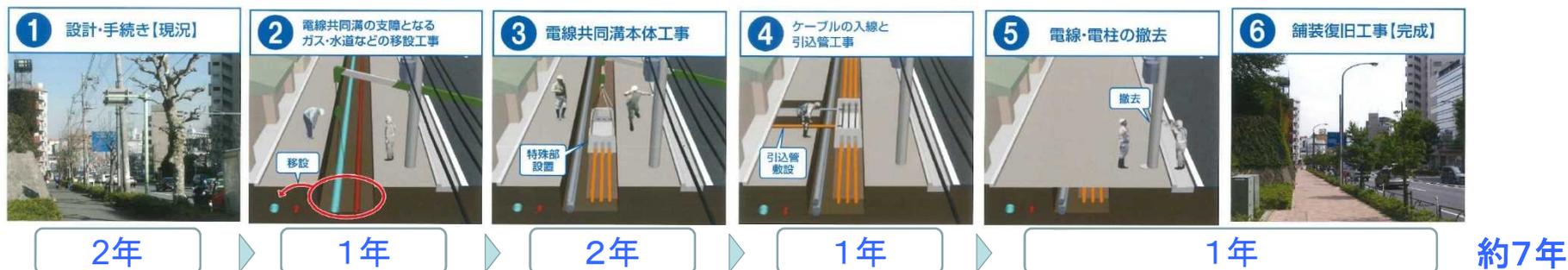
## ○撤去期間は最大で10年間に設定

既設電柱の撤去の猶予期間としては、

- ・ 電柱の占用期間が最大10年以内とされていること
- ・ 無電柱化の事業期間は、平均7年程度とされていること

を踏まえ、10年間を設定

## 無電柱化の事業期間のイメージ



既設電柱の撤去に係る電線管理者の損失補償について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しない(地中での電線の占用は許可する)場合には、原則として補償しないこととしても問題ないのではないか。(移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」については、個別具体的に補償を検討)

## 占用制限導入の優先順位について

○緊急輸送道路のうち、優先順位の高い区間から、順次、既設電柱の占用制限を導入。

### (1)無電柱化事業の事業中及び予定している区間

- ①電線共同溝事業の事業中及び予定している区間
  - ・電線共同溝の整備を地区協議会において合意した区間
- ②既設電柱の建替時などに無電柱化を事業中及び予定している区間
  - ・単独地中化などの無電柱化を地区協議会において合意した区間
- ③道路事業(車道拡幅、歩道整備、自転車道整備)区間
  - ・道路管理者が無電柱化法12条を踏まえた同時整備の通知を行った区間

### (2)地域防災計画上、電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間

- ①道路啓開計画における優先ルート区間や沿道建物の耐震補強状況(耐震改修促進計画)等地域防災計画における重要な区間
- ②高規格ICなどの「交通拠点」と地域防災計画に位置づけられた「(広域)防災拠点」を結ぶ区間
- ③地域防災計画に位置づけられた「広域防災拠点」と「防災拠点」を結ぶ区間
- ④地域防災計画に位置づけられた「防災拠点」と「防災拠点」を結ぶ区間

# 地域防災計画上電柱倒壊による道路閉塞の影響が大きい区間のイメージ



# 地域住民が受けているサービス利用の継続性への配慮について

○地域住民が受けているサービス利用の継続性への配慮しつつ、既設電柱の占用制限を導入。

## サービスの継続

既存ネットワークで対応可能な場合

既存ネットワークで対応 <sup>★1</sup>

→ 電柱撤去

既存ネットワークで対応できない場合

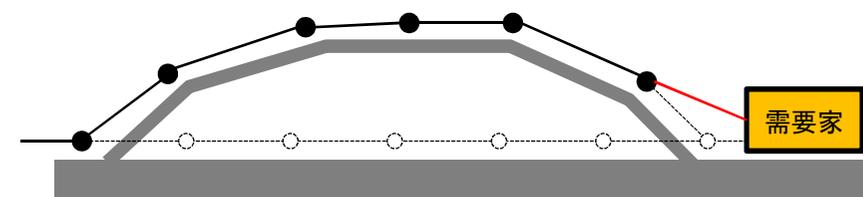
①裏配線等(架空配線の見直し等により対応) <sup>★2</sup>、単独地中化

②電線共同溝

③その他

→ 電柱撤去

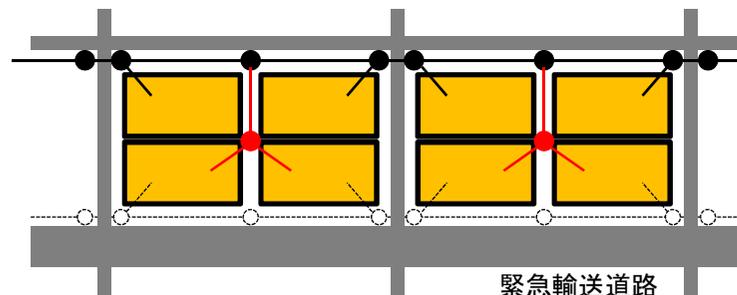
★1: 既存ネットワークでの対応イメージ



	既設	撤去	追加
電柱	●	○	●
電線	—	- - -	—

緊急輸送道路

★2: 裏配線等による対応イメージ



緊急輸送道路

## ○道路法(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)(抄)

### (道路の占用の許可)

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 以下略

2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

### (道路の占用の許可基準)

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第一項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第二項第二号から第七号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。

### (水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例)

## 第36条 (略)

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占用が第三十三条第一項の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第三十二条第一項又は第三項の規定による許可を与えなければならない。

### (道路の占用の禁止又は制限区域等)

第37条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路若しくは幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るため、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占用を禁止し、又は制限することができる。

## ○道路法施行令(昭和27年12月4日政令第479号)(抄)

### (電柱又は公衆電話所の占用の場所に関する基準)

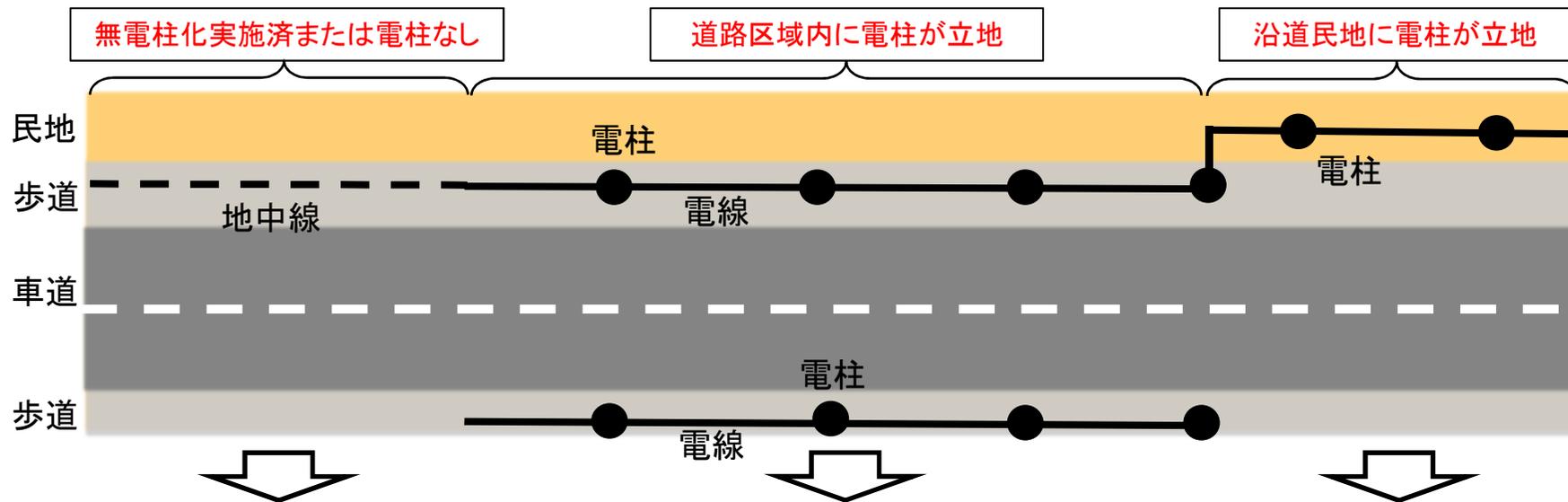
第11条 法第32条第2項第3号に掲げる事項についての電柱又は公衆電話所に関する法第33条第1項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 道路の敷地外に当該場所に代わる適当な場所がなく、公益上やむを得ないと認められる場所であること。

# 緊急輸送道路における電柱倒壊リスクへの対策(全体像)

参考2

- 緊急輸送道路の既設電柱については電柱倒壊リスクの高い市街地等において無電柱化を推進。
- 沿道民地にも電柱が立地しており倒壊による道路閉塞を防止するため届出勧告制度を創設。
- 既設電柱の占用禁止を道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位の高い区間から導入。



- 無電柱化済区間は、電共法に基づき新設電柱の占用禁止
- 道路法に基づく新設電柱の占用禁止措置を緊急輸送道路全線に拡大



- 既設電柱について、電柱倒壊リスクの高い市街地等において無電柱化を推進
- 道路法に基づく新設電柱の占用禁止措置を緊急輸送道路全線に拡大

- あわせて既設電柱の占用制限を道路閉塞の影響が大きい区間など優先順位の高い区間から導入

今回検討

- 沿道民地にある電柱等の工作物の倒壊による道路閉塞を防止するため届出勧告制度を創設

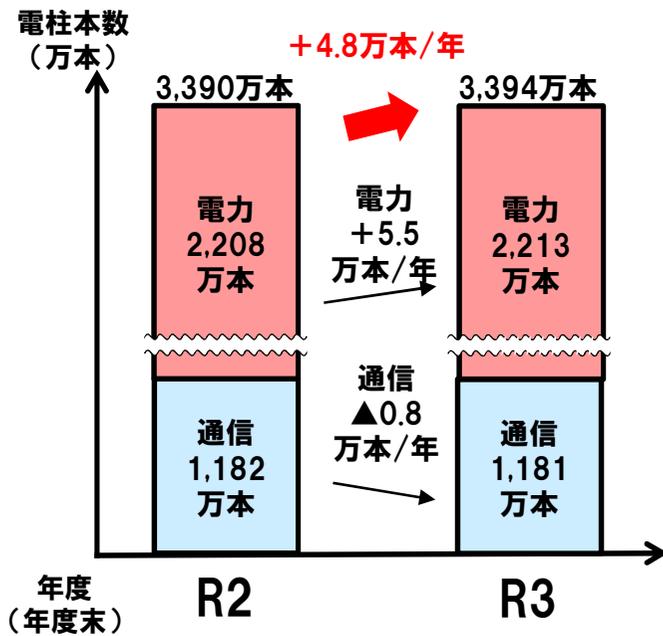


# 電柱本数の状況

参考3

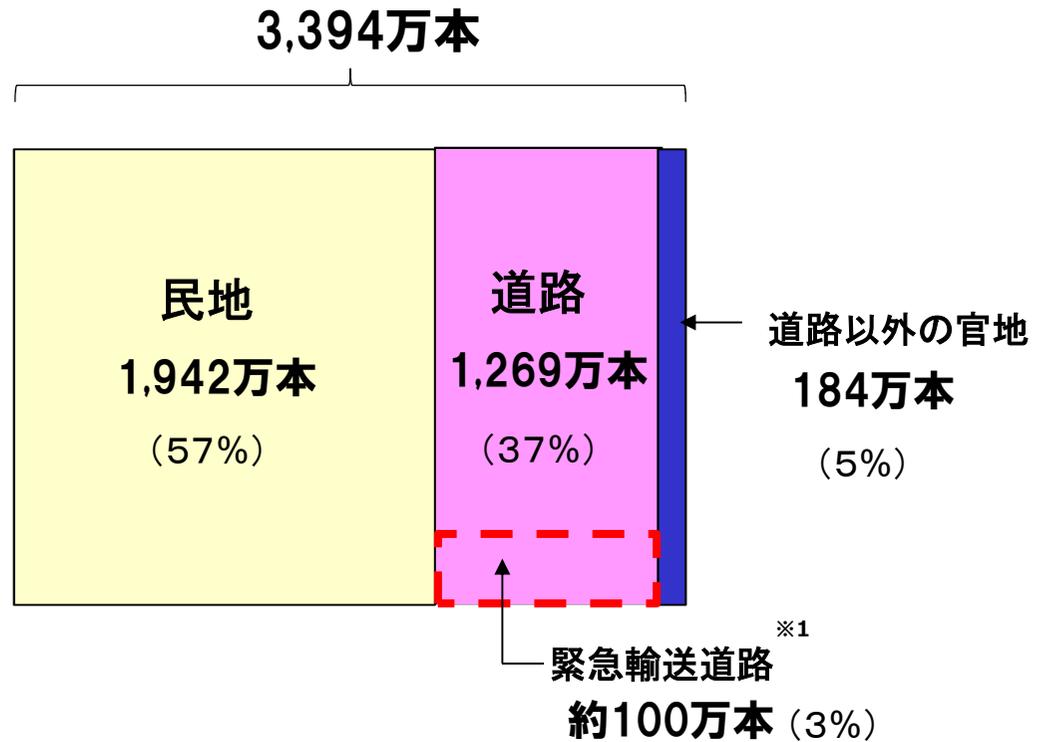
- 全国の電柱は、令和3年度末で約**3,394万本**、そのうち、道路区域に有する電柱は、約**1,269万本**で、うち、緊急輸送道路には約**100万本**。
- 新設電柱の増加本数は、令和3年度の1年間で約**4.8万本**。

全国の電柱本数



※電力の電柱本数はエネ庁調べ  
※通信の電柱本数は総務省調べ(NTTのみ)

道路の電柱本数



※1：緊急輸送道路の電柱本数は、道路の電柱本数から延長比率で算出した値

# 直轄国道における既設電柱の状況

参考4

○直轄国道の道路区域内にある電柱本数は**約27万本**。

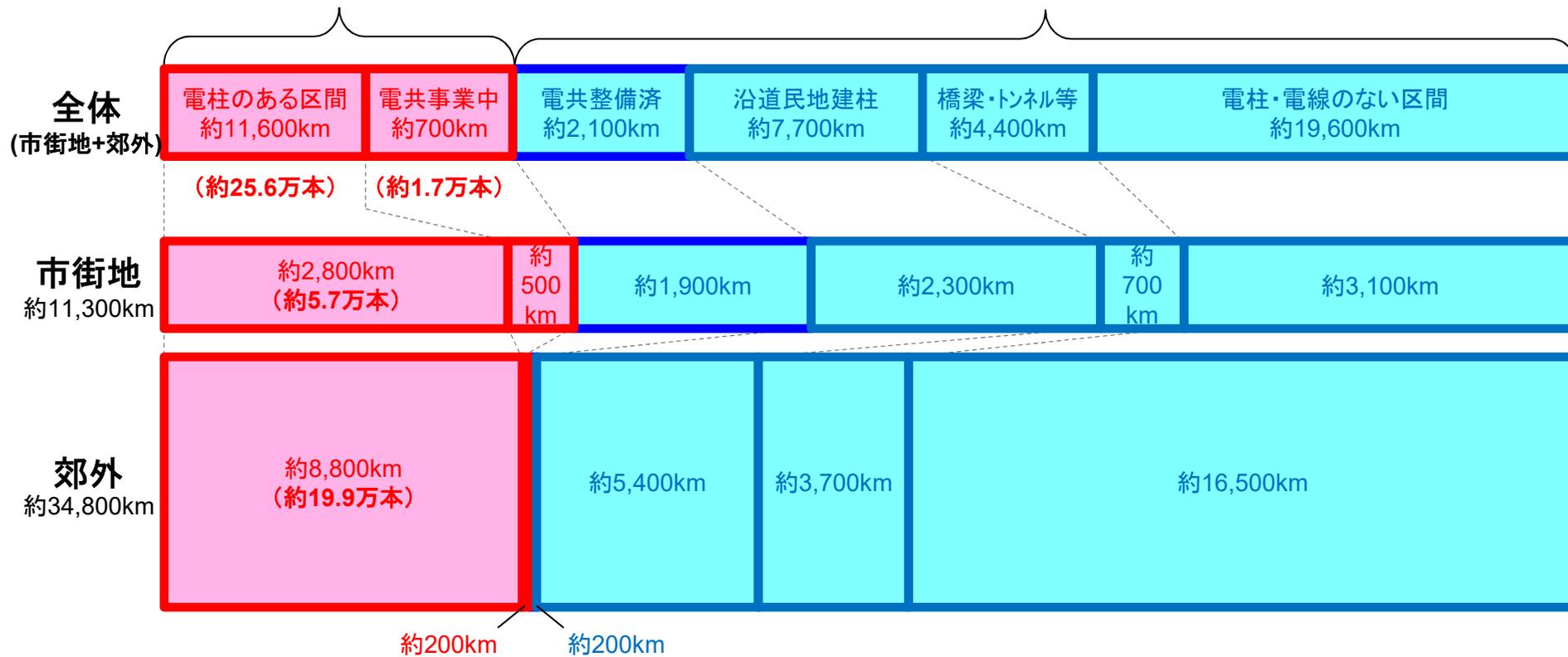
## 《直轄国道の無電柱化状況（R4.3時点）》

直轄国道【約4.6万km】〔道路延長約2.3万km×2(上下線)〕

電柱の本数： **約27.3万本**

電柱のある区間：**約1.2万km(27%)**

電柱のない区間：**約3.4万km(73%)**



- ※ 市街地：都市計画法における市街化区域または市街化区域の定められていない人口10万人以上都市の用途地域
- ※ 郊外：上記「市街地」以外の地域
- ※ 電柱本数の総数は占用許可本数。内訳については各道路延長より算出